

法務局の登記相談は 「予約制」となっています。

山形地方法務局では、お客様を長時間お待たせすることがないように、予約制により登記相談を行っています。

登記相談をご希望のお客様は、お手数ですが、事前にご予約をお願いします。

ご予約は、下記電話又は法務局の登記窓口で受け付けています。

記

・山形地方法務局(本局)	023-625-1619
・寒河江支局	0237-86-3258
・新庄支局	0233-22-7528
・米沢支局	0238-22-2148
・鶴岡支局	0235-22-1003
・酒田支局	0234-25-2221
・村山出張所	0237-53-2812

登記相談に関するお知らせ

1 相談をお受けする時間帯は、開庁日の午前9時から 午前11時半まで及び午後1時から午後4時までとなります。

2 1回の相談時間は、20分以内とさせていただきます。

3 予約なしで来庁された場合には、予約による相談が終了するまでお待ちいただくか、その場で予約の上、再度来庁していただく場合もございますのでご了承ください。

4 予約の取消又は予約時間に遅れる場合には、必ず予約された法務局にご連絡ください。

なお、予約時間に遅れた場合、状況によっては改めて予約を入れ直していただくこととなりますのでご了承ください。

5 相談当日は、土地・建物の登記に関するご相談の場合には登記事項証明書、登記済証等、会社・法人の登記に関するご相談の場合には定款等、登記に関係すると思われる書類をできるだけご準備いただくようご協力をお願いします。

なお、山形県内における商業法人の登記申請は、山形地方法務局(本局)のみでの取扱いとなりますので、ご注意願います。

6 登記相談では、登記申請の方法、必要書類等のご説明をいたしますが、お客様が作成された申請書の内容を審査したり、相談担当の職員が申請書や添付書類を作成したりすることはいたしませんので、あらかじめご了承ください。